

<建築物等定着型屋外広告物等>

建築物等に定着させて表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件

共通事項

意匠・照明について

1. 色彩については、マンセル値の彩度がR, Y Rは6, Yは4, その他の色相では2を超える色を表示面の20%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
3. 照明は落ち着いた色で2色以下としてください。
4. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。) 写真又は絵画の表示が認められる場合、表示面積は10㎡までとなります。

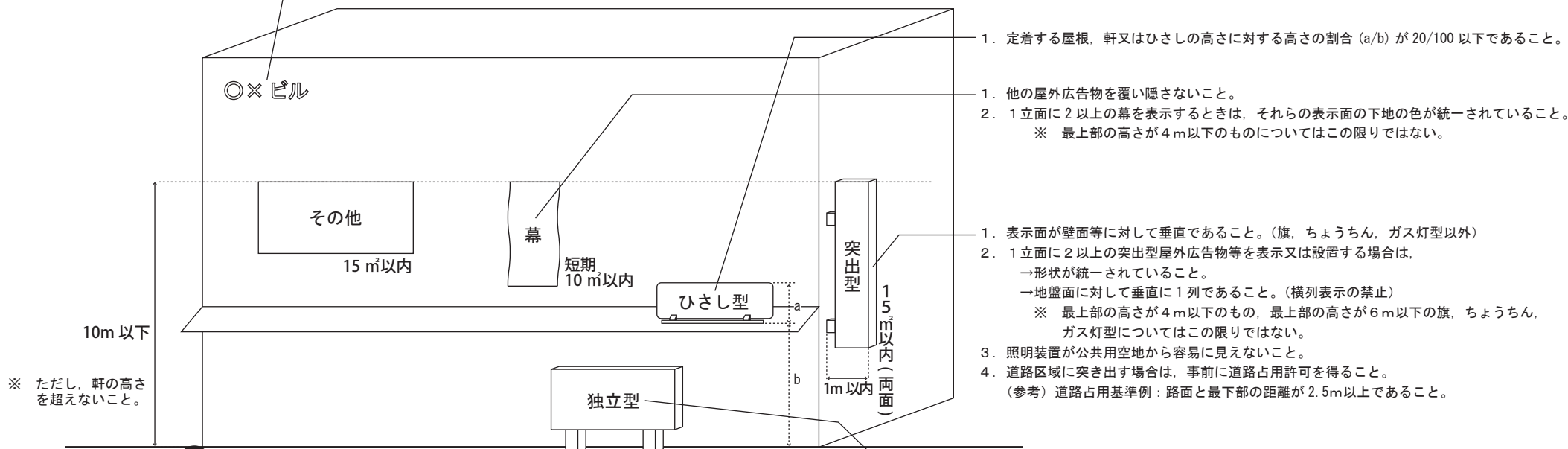
禁止事項

1. 屋上への表示・設置はできません。
2. 開口部と壁面にまたがってはいけません。(幕等を除きます。)
3. 開口部等を覆い隠してはいけません。(幕等を除きます。)
4. 壁面等からはみ出してはいけません。(突出型を除きます。)
5. 可変表示式屋外広告物等の表示・設置はできません。

1 立面に表示する屋外広告物の...
総面積 20㎡以内
表示率 20/100以下
 ※ 両方の基準を満たす必要があります。

高さの基準を緩和する自家用屋外広告物 (切文字緩和)

一定の基準を満たす自家用屋外広告物については、建築物の高さまで基準を緩和することがあります。



※ ただし、軒の高さを超えないこと。

1. 建築物等から0.5m以内のものについては、総面積・表示率に算入する。

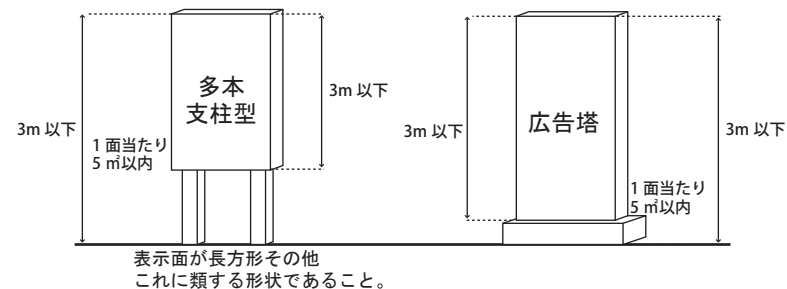
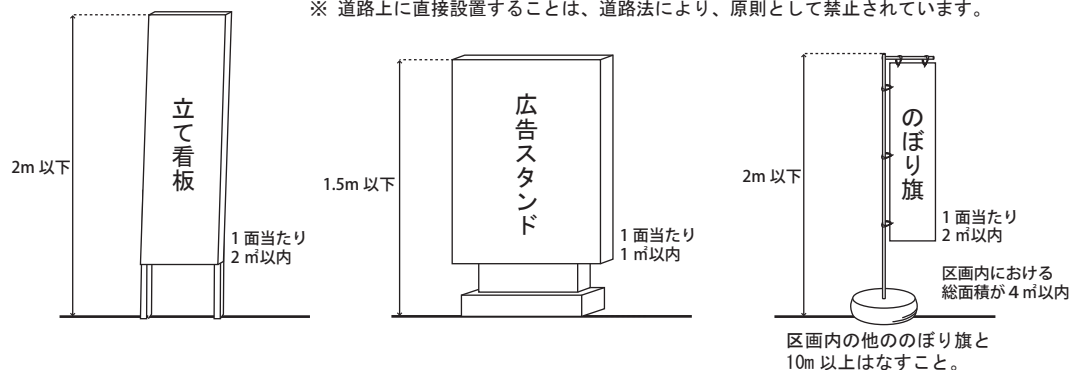
沿道型第2種地域の基準概要

屋外広告物規制区域

沿道型 第2種 地域の基準概要

屋外広告物規制区域

※ 道路上に直接設置することは、道路法により、原則として禁止されています。

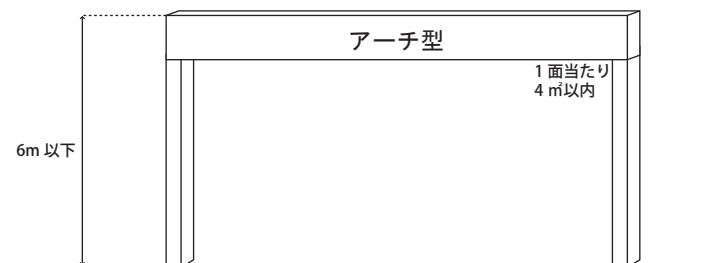
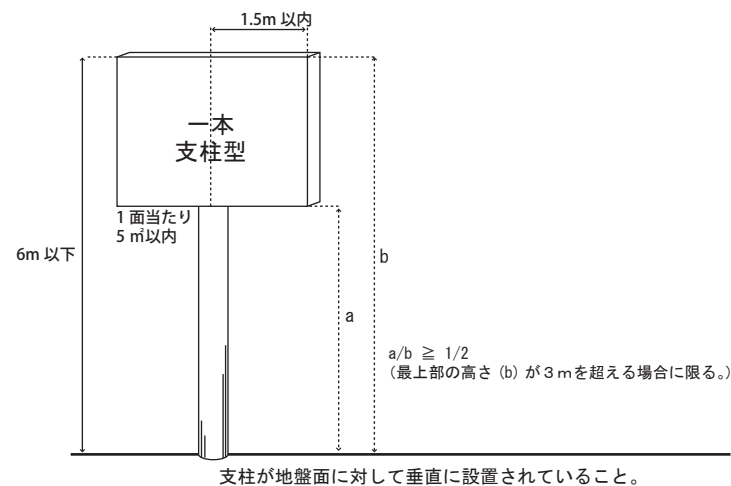


1 区画に表示する独立型屋外広告物の...

総面積 15㎡ 以内

1. 色彩については、マンセル値の彩度が R, Y R は 6, Y は 4, その他の色相では 2 を超える色を表示面の 20% 未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
3. 照明は落ち着いた色で 2 色以下としてください。
4. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)
5. 道路の通行に支障が生じないようにしてください。
6. 可変表示式屋外広告物等の表示・設置はできません。

共通事項



<独立型屋外広告物等>

建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件